

## 第二次大戦中日本のキニーネの外交利用に関する記録

坂田 隆<sup>1</sup>

### Records on the Diplomatic Use of Quinine by Japanese Government during World War II

Takashi SAKATA<sup>1</sup>

<sup>1</sup>*Department of Food and Environmental Sciences, School of Science and Engineering, Ishinomaki Senshu University, 986-8580, Ishinomaki, Japan*

#### Abstract

Dutch East Indies supplied more than 90% of quinine, the most important drug to prevent and treat malaria in 1930s. Therefore, the Japanese occupation of Dutch East Indies in March 1942 had a drastic impact on the global supply of quinine. Diplomatic records archived in Japan Center for Asian Historical Records (JACAR) show how the then Japanese government made diplomatic use of quinine produced in Indonesia to befriend countries under Japanese umbrella and neutral countries. This article chronologically ordered records in JACAR archive, made them more legible for modern readers, and added necessary information as footnotes.

#### 1. 緒言

1942年3月に日本軍はオランダ領東インドを占領した。マラリアの主要な予防薬・治療薬であったキニーネの原料であるキナ（規那）の大部分はオランダ領東インドで生産されたから、日本は世界のキニーネ供給のほとんどを支配したことになる。このため、日本の同盟国や中立国から日本に対してキニーネの供給が要請され、日本は外交の手段としてキニーネを利用した。

この間の状況の記録が国立公文書館アジア歴史資料センター（JACAR）に所蔵されている資料中に散在している。そこで、今後の日本占領期インドネシアのマラリア戦争研究に資するため、日本によるキニーネの外交利用に関するJACAR所蔵の資料から電報訳文や発信案などの個別資料を抜き出し、発信日・起案日順に配列し、出典資料を付し、カタカナの平仮名化・句読点の追加・新字体への変換などをおこなって読みやすくし、注を適宜付したものを以下に紹介する。なお、もとしたJACAR所蔵資料（資料1から資料7）の詳細を末尾に示した。

この資料整理は科研費（基盤研究（B）19H01227）による。

#### <第二次大戦中のキニーネの外交利用に関するJACAR所蔵記録>

昭和17年5月7日（資料1）

陸軍密受第4171号 起元庁（課）名 軍務課  
件名 硫酸キニーネをタイ国へ譲渡の件

昭和17年5月7日提出

（陸軍密電）

次官より南方軍<sup>2</sup>総参謀長<sup>3</sup>、治集団参謀長<sup>4</sup>、在タイ武官宛電報（暗号）

5月4日 タイ国慶祝使節ピヤパホン<sup>5</sup>は退京挨拶のため陸軍省（参謀本部）を訪問し、その際における座談中に同使節はタイ・ビルマ国境にあるタイ国軍はマラリアに悩みある所キニーネ不足にて困りある趣を申し述べたるにつき帝国陸軍より同使節への土産として硫酸キニーネ3トンタイ国に無償贈与することに定められたるにつき、治集団<sup>6</sup>接収の分より同量を至急タイ国大使館附武官宛送付ありたし。

右、命による。

通電先 岡<sup>7</sup>（治<sup>5</sup>、在タイ武官は参考）（終）

昭和17年5月8日（資料1）

<sup>1</sup>石巻専修大学理工学部食環境学科

第二次大戦中日本のキニーネの外交利用に関する記録

690 陸亜密電 438 昭和 17 年 5 月 8 日  
 {付箋あり 参考 一 1 トンの代価 8 万円、二  
 日本 1 年間平時所要量 30 トン、三 タイ国 1 年  
 間平時所要量 9 トン}

昭和 17 年 5 月 9 日 (資料 1)  
 亜密 41711  
 秘電報訳 5 月 9 日 16 時 20 分発 19 時 05 分  
 着  
 次官<sup>8</sup> 宛 発信者 南方軍総参謀長  
 南参三電 688 号  
 陸亜密電 438 号に係るタイ国軍にキニーネ 3 トン  
 を無償贈与の件諒承す。  
 尚当軍はすでにタイ側より申し込みありたるにつ  
 き、分譲 (将来の決算を考慮し有償売却とす) 可  
 能なるにつき所望量を申し出られたい旨回答する  
 と共に、所要量は最大限 1 トン以内との見込みな  
 り。ジャバより 1 トンを輸送方手配中なりしにつ  
 き参考まで。(不足の 2 トンの輸送に関しては至  
 急手配す)  
 通電先東京 (在タイ武官および治集団参考まで)

昭和 17 年 6 月 11 日 (資料 2)  
 陸亜密電  
 次官より南方軍総参謀長 (治集団参謀長) へ電報  
 案  
 本年度内地需要硫酸キニーネ 100 トン、キナ皮  
 1,000 トンの外、第三国輸出用として硫酸キニー  
 ネ 200 トンの生産可能なりや。  
 通電先 南方軍 治 (参考)  
 陸亜密電 574 832 昭和 17 年 6 月 11 日

昭和 17 年 6 月 16 日 (資料 3)  
 陸亜密受第 5580 起元庁 (課) 医事課  
 件名 仏印にキニーネ分与の件  
 主務局課 医審第 518 号 受領 空欄 提出 昭  
 和 17 年 6 月 16 日  
 大臣官房 受理 6 月 16 日 結了 昭和 17 年 9  
 月 19 日  
 陸亜密電  
 次官より南方軍総参謀長へ  
 南総医電第 325 号の返  
 キニーネ 3 トンを仏印に分与の件異存なし

陸亜密電 597 26 昭和 17 年 6 月 16 日  
 昭和 17 年 6 月 21 日 (資料 2)  
 次官 宛 発信者 治集団参謀長  
 治医電 第 75 号  
 陸亜密電第 574 号返  
 本年度キナ皮 1,000 トン、同時にバンドンキナ工  
 場における硫酸キニーネ 300 トンの生産は可能の  
 見込みなり。 終

昭和 17 年 6 月 22 日 (資料 2)  
 秘電報訳 6 月 22 日 12 時 40 分発 15 時 00 分  
 着  
 次官 宛 発信者 南方軍軍医部長<sup>9</sup>  
 南方医電 第 347 号  
 陸亜密電第 574 号返  
 本年度規那皮 134 トンと同時にバンドン規那工場  
 における硫酸キニーネ 3,000 トンの生産は可能の  
 見込みなり (終)

昭和 17 年 9 月 23 日 (資料 1)  
 陸亜密受 第 4171 号 起元庁 (課) 名 軍務課  
 件名 タイ国へ寄贈せる硫酸キニーネに関する件  
 主務局課 軍務課 第 1140  
 昭和 17 年 9 月 23 日  
 陸亜密電  
 次官より在タイ武官宛電報  
 陸亜密電第 438 号によりタイ国防軍に帝国陸軍よ  
 り寄贈せるキニーネに関し、タイ陸軍側がこれを  
 独占しタイ海軍には全然これを分与せざるにつ  
 き、日本側にてしかるべく斡旋ありたし旨タイ海  
 軍側より帝国海軍省に依頼有りたる由につき、し  
 かるべくタイ側を指導ありたし。  
 陸亜密電 1134 昭和 17 年 9 月 23 日

昭和 18 年 3 月 31 日 (資料 4)  
 総番号 4737 符号 暗 昭和 18 年 3 月 31 日後  
 7 時 分 主管 通二  
 在ブルガリア 山路公使<sup>10</sup> 谷外務大臣  
 キニーネ供給の件  
 第 42 号  
 貴電第 36 号に関し  
 在京ブルガリア公使<sup>11</sup>よりもキニーネの買い付け

を懇望し来れるをもって、本件を日・ブ間の通商問題とはせず、ブルガリア軍隊にたいする供給のためとして特に好意的考慮をはらい、最大限5トン（約50万円）程度を供給することとし、先般通商局長より同公使にたいし右の次第ならびに輸送の斡旋は出来かぬ旨申し伝えたる所、同公使は好意を謝したる上、輸送はベルリンにおいて独側と話しあうことといたすべく、さっそく本国政府に報告する旨答えたり。なお、その際価格支払い条件等につき質問ありたるにつき、同局長より輸送問題さえ片づかば、右諸条件の解決はさして困難なかるべきも、支払いはなるべくスイスフランを希望すと答えおきたり。ご参考まで。独へ転電ありたし。

昭和18年7月27日（資料4）  
昭和18 11461 略 カブール 7月27日18,00  
発 28日16,45 着  
重光外務大臣 七田公使<sup>12</sup>  
第315号  
（アフガニスタン政府のキニーネ購入希望の件）  
27日政務局長は国王<sup>13</sup>、総理<sup>14</sup>お二方より特に本使に斡旋を得るよう内意をうけ、外務、衛生両大臣とも相談の上ご依頼申す次第なりと前提し、日本において硫酸キニーネ500ないし1,000kg（価格以前注文せるときより2割5分増程度ならば1,000kg）入手できまじきやご尽力を得たく、入手可能の場合ソ連経由輸送の件はアフガニスタン側よりソ連政府の同意を取りつくる意向なりと述べたるにより、本使は東京に照会しみるべしと述べおきたり。（了）

昭和18年7月28日（資料4）  
昭和18 11477 暗 カブール 7月28日 8,30  
発 政 28日21,05 着  
重光外務大臣 七田公使  
第316号  
（アフガニスタン政府のキニーネ購入希望の件）  
往電第315号に関し  
キニーネの件はすでに陸相殿下よりも漠然と談をうけたる事あり。先方は相当入手に苦心しおる模様なるところ、英米側が国王および皇族にたいし飛行機、自動車その他の高価品を贈呈しご機嫌を

取り結びおる今日、本件先方の希望を聞き届けらることは甚だ時宜に適することと存ずるのみならず、右代金は当館経費の一時的しのぎ（往電第292号）に振り当て得る便宜もあるにつき、出来る限りご尽力をあおぎたく、結果は早めに御回電あいなりたし。（了）

昭和18年8月8日（資料4）  
昭和18 13991 暗 カブール 8月9日後5時  
発 通二  
カブール 七田公使 重光外務大臣  
（アフガニスタン政府のキニーネ購入希望の件）  
第69号  
貴電第315号に関し  
キニーネは種々の理由よりいまだ中立国に供給せる事無きも、アフガニスタン国にたいしては特に先により譲渡し差し支え無きにつき、先方意嚮お確かめの上回電ありたし。（イ）500kgを2回に分割供給し、日本渡しとす。（ロ）値段は500キロ10万円程度とし、スイスフランによる。（ハ）キニーネは敵側においても入手を切望しおる関係上、わが方は従来中立国にたいしこれが供給を拒否しおる次第なるところ、アフガニスタン側はこの点に関しいかなる保障をわが方にあたえんとするものなりや。

昭和18年8月23日（資料4）  
15010 暗 昭和18年8月23日後4時30分 通二  
在カブール 七田公使 重光外務大臣  
対アフガニスタンキニーネ供給に関する件  
第76号  
貴電第340号に関し  
（イ）保障はアフガニスタン政府より公文をもって貴使に申し入れしめられたし、（ロ）支払い通貨についてはアフガニスタン貨により貴地にて決済しさしつかえなし。

昭和18年8月23日（資料5）  
総番号 15011 符号 暗 昭和18年8月23日  
後4時30分 主管 会  
在アフガン 七田公使 重光外務大臣  
キニーネ代金に関する件

## 第二次大戦中日本のキニーネの外交利用に関する記録

第 77 号

往電第 76 号に関し

決済アフガニーは今後の在勤俸等に充当予定につき御了知ありたし。

昭和 18 年 8 月 25 日 (資料 5)

昭和 18 13558 暗 カブール 8 月 25 日 12,00

発 13559 本省 25 日 21,47 着

重光外務大臣 七田公使

第 350 号

(アフガン政府のキニーネ購入希望の件)

往電第 340 号に関し

24 日政務局長は日本側の御好意に甘えて甚だ恐縮なると前置きして、(一) 通過輸送の件については当地ソ連邦大使館に申し入ると共にモスクワおよび東京にソ側と連絡方訓令し、その後督促中にて、当地ソ連邦代理大使は右通過可能なりやの口吻を漏らしおるも、目下国内病氣猖獗をきわめ、あらゆる薬品の需用は焦眉の必要に迫られおるにつき、ソ側にたいし充分にらみの効く日本側よりモスクワまたは東京において至急許可方口添え願えまじきや。また、(二) 本件申し出に際し、数量問題につき陸軍衛生両省間に充分の連絡を欠きたるため、その後陸相殿下より 500 kg 全部引きわたしの厳命を受け、衛生省側にて大狼狽をなしおるにつき、この上のご無心ながら同一条件にて更に 500 kg (250 あて 2 回) 御分与かなうまじきやと述べたるにより、本使は本件は我方最大限の好意的取扱と思考され、はたして貴意にせうる余地ありや不明なるも、申し出の次第は取次ぎ見るべしと答え、なお貴電第 76 号の趣旨伝達しおけり (了)

昭和 18 年 8 月 26 日 (資料 5)

昭和 18 13722 (暗) マドリッド 8 月 26 日 21,30

発 13559 本省 28 日 08,00 着

重光外務大臣 須磨公使<sup>15</sup>

第 911 号 (大至急)

(スペインのキニーネ輸入希望に関する件)

本 26 日当国外務省より当国 (以下 13 語脱) 手の施しようなく、人道上捨て置きがたき状態なるが、あたかも日米交換船出帆間近きを利用し、日本よりキニーネの輸入いたし得れば罹災地方民にとり

幸甚至極なりと医学団体および関係省より陳情ありたるにつけ、まげて何とかお取り計らい願いたく、幸いお引き上の上は数量および支払い方法など御回電ねがいたく、また米英側 (1 語脱) 取り次ぐべしと申し越したり。本件は人道上の見地よりはもちろん、利益代表交換事務等に関するスペインの行為に酬ゆるゆえんたと同時に、右により最近在欧公館の切実なる問題となりつつある資金問題解決にも資するところあるべきにつき、お引受けの上、出来うるかぎり多量の送付方お取り計らい仰ぎたく、数量および支払い方法決定等暇取る場合は、引受けの原則のみにても折り返し御回電請う。なお本件に関連しわが方として注意すべきは、キニーネがスペイン到着の上、何らかの形式において敵側に渡るが如き懸念無きやの疑いなるが、現にマラリア猖獗をきわめ、キニーネの補給の途なき事実にも鑑み、一応善意の申し出と解釈し得べし。もっとも、万一の場合には念のためわが方において使用方法につき監視方要求することも考慮し得べし。(了)

昭和 18 年 8 月 27 日 (資料 5)

15363 暗 昭和 18 年 8 月 27 日午後 6 時発 通二

在カブール七田公使 重光外務大臣

(アフガン政府キニーネ購入希望の件)

第 78 号

貴電 350 号に関し

(一) については、わが方よりソ連側に依頼すべき筋合いにあらざる一方、わが方がアフガン側の歡心を得ようとしおるがごとき印象をソ連側にあたうおそれもあるにつき、もっぱらアフガン側にて処理せしめられたし。(二) については冒頭貴電においてご指摘の通り、わが方最大限の好意的取扱なるにつき、さしあたり増量は困難なるべし。

昭和 18 年 9 月 7 日 (資料 5)

総番号 15960 符号 (暗) 昭和 18 年 9 月 7 日午後 6 時 分 主管 通二

在スペイン須磨公使 重光外務大臣

スペイン国にキニーネ供給方に関する件

第 347 号 至急

貴電 911 号に関し

キニーネは従来他の欧州中立国よりも購入方申し出あり。(現にポルトガル国より申し越しあり)各般の見地より慎重考慮せるが、現在生産量ともならみあわせ、主として軍事的見地より供給せざることに決定したるにつき、スペイン国側にたいしても遺憾ながら例外的取り扱いをなし得ざる次第なり。右お含みの上、しかるべく措置せられたし。

昭和 18 年 9 月 7 日 (資料 5)

昭和 18 14406 (暗) マドリッド 9 月 7 日 23,43  
発 通 本省 9 日 09,00 着  
重光外務大臣 須磨公使  
第 961 号  
(スペインのキニーネ購入希望に関する件)  
往電 911 号に関し  
なにぶんの儀、大至急御回電請う。

昭和 18 年 9 月 15 日 (資料 5)

16441 暗 昭和 18 年 9 月 15 日後 8 通二  
在カブール 七田公使 重光外務大臣  
(アフガン政府のキニーネ購入希望の件)  
第 82 号  
貴殿 373 号の 2 に関し  
分割供給を条件として、アフガン国にたいしてのみ特別的配慮をくわえたる次第につき、往電第 69 号の条件通り 2 回にわたり供給することにいたしたし。

昭和 18 年 10 月 4 日 (資料 5)

17196 (暗) 昭和 18 年 10 月 4 日後 4 時 45 分  
在仏三谷大使<sup>16</sup> 重光外務大臣  
仏印にたいしキニーネの供給の件  
第 259 号  
往電 191 号に関し  
わが方の供給数量は 6 トンなるにかかわらず、仏印側はヴィシーにおける約束は 9 トンなりとして 3 トンの追加を要求しおるところ、その間なんらかの誤解ありと存ぜらるるにつき、事情取り調べのうえ回電ありたし。

昭和 18 年 10 月 9 日 (資料 5)

17554 暗 昭和 18 年 10 月 9 日後 8 時 40 分発

通二

在ブルガリア山路公使 重光外務大臣  
ブルガリアにキニーネ供給方に関する件  
第 101 号

貴殿第 302 号に関し

キニーネはわが方手持ち量少なきも往電第 42 号および冒頭貴電の次第もあり、先条件にてタイヤの代わりに 5 トン供給すべきにつき (銅線の問題は切り離して考慮いたしたし) ブルガリア側とご交渉のうえ、結果回電ありたし。

1. 輸送問題はブルガリア側においてドイツ側と交渉することもちろんなり。
2. ストックの現状に鑑み、供給量は適当に (5 回くらい) 分割のうえ引きわたすこと。
3. 東亜のいずれかの港わたしとし、トンあたり F.O.B. 15 万円程度とす。(詳細値段追電す)

昭和 18 年 10 月 25 日 (資料 5)

昭和 18 17429 暗 カブール 10 月 25 日 16,00 発  
本省 26 日 21,15 着  
重光外務大臣 七田公使  
第 430 号

(アフガニスタン政府キニーネ購入希望の件)

往電第 373 号に関し

政務局長より本件通過方ソ連側の承諾をとりつけた旨電話よこせるにより、本使は在京アフガニスタン公使にたいして至急現品うけとり方帝国外務省へ交渉の電訓を望むとともに引きとり後輸送その他の責任はアフガニスタン側にあることを重ねて注意したところ、先方は送出に関する便宜供与を依頼せるにより、本使は東京に伝達しおくべき旨答えたり。(了)

昭和 18 年 10 月 27 日 (資料 5)

昭和 18 17544 暗 カブール 10 月 27 日 01,10 発  
17546 本省 29 日 07,15 着  
重光外務大臣 七田公使  
第 435 号

(アフガニスタン政府キニーネ購入希望の件)

往電第 434 号に関し

政務局長は本件ソ連側の同意を 500 kg として取り付けおり、これが分割輸送には著しき不安を感じおるにつき、いま一度全量一時に供給方斡旋を

## 第二次大戦中日本のキニーネの外交利用に関する記録

得たく、また本年のマラリア流行は未曾有のことにて軍側の切なる希望もあれば、さらに 500 グラムの供給方懇願したしと述べたるにより、本使は取りつぎいたすべきも、既報のごとく貴意にそうこと困難なるべしと答えおけり。本使としては総理、陸相両殿下にたいする今後の関係あり、また館費獲得の都合もあり、供給額に増加できればもっとも希望するところなるが、月初め管内出張より帰還せる渡邊囑託の報告によれば、マラリアは全国に蔓延し、キニーネの欠乏により惨状を呈しおるありさまにて、2、3000 kg を供給するもとうていこれを国外に流用すること不可能なりとのことにつき、右増加不可能の場合も 500 kg 一時引きわたしの件は極力ご斡旋あいとおぎたし。(了)

昭和 18 年 10 月 27 日 (資料 5)

昭和 18 17538 暗 カブール 10 月 27 日 10,00 発  
本省 29 日 06,45 着

重光外務大臣 七田公使  
第 434 号

(アフガニスタン政府キニーネ購入希望の件)  
往電第 430 号に関し

26 日定例会談に際し、本使より政務局長にたいし  
(1) 東京より契約成立の電報ありしだい保証書(貴電第 7 号の (イ)) 提出のこと、(2) 現品引きわたしと同時に、その分にたいする代金支払いのこと、(3) 代金 10 万円は 30 万 7240 アフガニたるべきことを申し入れ承諾を得置きたるにつき、右全部契約に記入出来ざる場合も当国立銀行が最近米、国、スイス、インド以外の建て値を抹消し、交換に際し勝手に率を引き下げおる事実あるに鑑み、(3) の点はぜひとも契約面に明らかにしおかる様いたしたし。(了)

(崩照会中遅延)

昭和 18 年 10 月 28 日 (資料 5)

昭和 18 17628 暗 ソフィア 10 月 28 日 15,40 発  
本省 30 日 10,03 着

重光外務大臣 山路公使  
第 334 号

(キニーネ取得方に関する件)

ブルガリア国政府においては在京同国公使館ミン

コフ通訳官帰国便を利用し、少量なりともキニーネを携行せしめたいき意嚮にて、すでに在京公使に指令ずみなる旨ならびにこれが取得、運送、国外持ち出し等につき、本邦関係当局の援助斡旋ありたき旨衛生局側より当館にたいし非公式申し出ありたるについては、在京公使よりの申し出を待つて、右達成方しかるべくご配慮あいわずらわしたし。なお、本件は往電第 302 号の分とは全く無関係なるにつき、右お含みおき請う。(了)

(本電解釈不能照会のため遅延 電信課)

昭和 18 年 11 月 1 日 (資料 5)

昭和 18 17754 暗 カブール 11 月 1 日 17,00 発  
本省 2 日 15,00 着

重光外務大臣 七田公使  
第 438 号

(対アフガニスタン政府キニーネ供給に関する件)  
貴電第 76 号 (イ) に関し

外務大臣より客月 28 日書簡をもって本件キニーネはアフガニスタン国において消費せらるべく、かつ当国より輸出せられざるべきことを保障する旨申しこせるにつき、右にたいする受け状を送付しおけり。(了)

昭和 18 年 11 月 2 日 (資料 5)

総番号 18487 符号暗 昭和 18 年 11 月 2 日後 2 時 分着 主管経二

在アフガニスタン七田公使 重光外務大臣

アフガニスタン政府キニーネ購入希望に関する件  
第 99 号

貴電第 35 号に関し

関係省と折衝中なるが、最近数箇年における責任国キニーネ所要年額当方参考までご回電ありたし。

昭和 18 年 11 月 9 日 (資料 5)

総番号 18822 符号暗 昭和 18 年 11 月 9 日後 7 時 50 分 主管経二

在ブルガリア山路公使 重光外務大臣

キニーネ供給に関する件  
第 106 号

貴電第 334 号に関し

(1) 解説不能のため貴電 8 日夕刻入手し、その間

在京ブルガリア公使よりもなんら申し出なく、かつミンコフは9日東京発帰国の由にて、貴方申しこしのキニーネは實際上ミンコフをして携行せしめること不可能なり。(2) 冒頭貴電によれば右キニーネは貴電302号の分とは別なる由なるが、すでに電報のとおりわが方手持ち量に余裕無く、かつ品物の性質上国外輸出には軍部の強き反対あり。5トン以上の供給は見込み無きにつき、承知ありたし。なお、往電第101号ブルガリア側との交渉の結果回電ありたし。(3) 最近クルサノフより三井にたいしキニーネ50kg在京ブルガリア公使館に至急引きわたすべき旨平文電報ありたるが、往電101号の件未解決にもあり、かつ機密保持上も不都合なるにつき、当分商社間の通信を差し控えるよう、関係者にしかるべくご注意ありたし。

昭和18年11月13日(資料5)

昭和18 18528 暗 ソフィア11月13日16,30 発  
本省14日16,30 着

重光外務大臣 山路公使  
第349号

(ブルガリアにキニーネ供給方に関する件)

貴電第101号に関し

(甲) 10月12日館員をしてカレンチェフ貿易局長を往訪せしめ貴案を書物として交付したるに、局長は即座に賛意を評したるを以て、書物にて回答方希望しおきたるまま今日に及べるが、貴電第106号の次第もあり、11月12日他用にかこつけ館員をしてそれとなく本件に触れしめたるころ、局長は主義的には依然賛意を表しつつも、ドイツ側の輸送実現に危惧の念をいだきおるやに見受けられたる趣なり。本件については、いずれそのうち書面回答を取りつくるつもりなり。

(乙) 貴電の(3)にかんしてはフ<sup>17</sup>を呼び寄せ適当注意しおきたるが、三井よりも平文にて発信しおるにつき、東京においても同様の措置を講ぜられたし。(了)

昭和18年11月25日(資料5)

総番号19256 符号暗 昭和18年11月25日後4時 主管戦二

在カブール 七田公使 重光外務大臣

アフガニスタンにおけるキニーネ需要量に関する件

第105号

往電第99号に関し

推定量にてもさしつかえなきにつき、大至急回電ありたし。

なお、アフガニスタン国側に売却の500kgは貴方において代金受領と同時に現品を当地アフガニスタン国公使館に引きわたす方針なり。

昭和18年11月26日(資料5)

総番号19306 符号暗 昭和18年11月26日後6時 主管経二

在カブール七田公使 重光外務大臣  
アフガニスタン政府にキニーネ売却の件

第107号

貴電第434号および第105号に関し

本件キニーネ代金貴方において受領と同時にアフガニスタン国公使館に現品500kg引きわたしのことに打ちあわせ終了せるにつき、右の次第アフガニスタン国側に通報のうえ、代金受領次第その旨電報ありたし。

昭和18年12月2日(資料5)

19627 暗 昭和18年12月2日後6時20分 主管戦二

在カブール七田公使 重光外務大臣  
キニーネ供与に関する件

第108号

往電第107号に関し

在京アフガニスタン国公使館側にては東京よりソ満国境までの運搬をもわが方にて引き受け方希望しおり、わが方としては事実上右引き受けに異存無きも(業者をして別途アフガニスタン国公使館と運送契約を結ばしむる方針なり)、これが実行に際しソ満国境においてわが方はいかなる機関に引き渡すこととなるべしと簡単に考えおるも、この点はキニーネを第三国に流出せしめざるべきアフガニスタン側保障の問題にも関連し、わが方にて重視しおる趣なるについては、アフガニスタン側との本件通過輸送に関する話し合いの内容お確かめの上、至急回電ありたし。

## 第二次大戦中日本のキニーネの外交利用に関する記録

昭和 18 年 12 月 7 日 (資料 5)

昭和 18 18770 暗 カブール 12 月 7 日 09,00 発  
本省 8 日 16,45 着 経

重光外務大臣 七田公使

第 477 号

(キニーネ供与に関する件)

貴電第 108 号に関し

6 日政務局長は当国国立銀行とアフソフトルグ間に右運送契約締結せられ、近日中料金 2000 弗支払いと同時にソ連にて運送の責任を引きうくることとなりおるが、ソ満国境の引きうけ機関はモロトフ鉄道<sup>18</sup>内イランソフトランス<sup>19</sup>またはウォストクイントルグ<sup>20</sup> (両者のうちいずれかが必ず満州里に取り扱い所を有するはずとソ連側は述べおる由) なりと語れり。(了)

昭和 18 年 12 月 7 日 (資料 5)

昭和 18 19772 暗 カブール 12 月 7 日 09,00 発  
本省 8 日 20,10 着 経

重光外務大臣 七田公使

第 478 号

(アフガニスタン政府にキニーネ売却の件)

貴電第 107 号に関し

政務局長はアフガニスタン側代金は 16 日衛生省より国立銀行内当館口座に払いこむはずなるにつき、同日現品を受けとるべき旨、在京アフガニスタン公使館に指令ずみの旨語れり。(了)

昭和 18 年 12 月 7 日 (資料 5)

昭和 18 20118 暗 カブール 12 月 14 日 18,00 発  
本省 15 日 15,40 着 経

重光外務大臣 七田公使

第 489 号

(アフガニスタンにおけるキニーネ需要量に関する件)

貴電第 105 号に関し

じかにアフガニスタン側に問いあわせしたところ、衛生省にも患者数および消費量に関する統計なく取り調べ中とて要領を得ず、その後督促の結果、ようやく政府機関 (国営の薬店および病院ならびに軍隊) の消費年額 1000 kg (一般の会社売薬店の消費を含まず) と回答よこせるが、当館渡邊囑託医がトルコ人たる王室最高顧問医 (保健行

政にも発言権あり) および細菌研究所長等と協議のうえ推定せる昨年度の全消費量は 2500 ないし 3000 キロなり (1 患者にたいする使用量を 25 g と見積もる)。なお、このほか馬賊地帯等において治療を受け得ざる患者相当多数の見込みなり。(了)

昭和 18 年 12 月 21 日 (資料 5)

20804 20805 暗 昭和 18 年 12 月 21 日後 7 時  
発 経二

在アフガニスタン七田公使 重光外務大臣

キニーネ供給に関する件

第 114 号 至急

往電第 108 号に関し

1. 本件キニーネについては (1) 東京渡しにてわが方指定商社たる武田薬品工業と在京アフガニスタン国公使との間に契約を結ばしめ満州里まで運送し差しつかえ無きこと、(2) 右運送実費は別に貴地においてアフガニスタン貨をもって支払いを受くること、(3) 本件物資の国内移動には軍の許可を要するも、右許可は取りつけ方手配ずみなること等、当方において斡旋のうえ、武田をしてアフガニスタン側と接触せしめたるところ、在京アフガニスタン公使は日本側はすでにカブールにおいて満州里渡しを確約しおるにつき、東京において契約の要はなかるべき、いっぽう、自分は契約的調印の訓令を受けおらずとて調印せず、行き悩みおれり。

2. 本件物資の譲渡には上述の通りわが方指定商社とアフガニスタン側もしくはアフガニスタン側指定商社間に契約を結び、細目を決定すること絶対必要なところ、貴電第 105 号のアフガニスタン側年間消費量にてらし、500 キロはかなり多量なるをもって、直接間接敵側に横流れする危険も憂慮せられ、関係方面においては再検討のおそれもある事情につき (この点貴官お含みまで) 在京アフガニスタン公使において理由なき遅延を続けるにおいては、本件供給は一応取りやめのやむなきに至るおそれもあり、この点お見込みにより先方当局の注意を喚起しおかれたし。

昭和 18 年 12 月 22 日 (資料 5)

昭和 18 20577 暗 カブール 12 月 22 日 14,00 発

本省 23 日 16,05 着 経、会  
重光外務大臣 七田公使  
第 495 号

(アフガニスタン政府にキニーネ売却の件)

往電第 478 号に関し

銀行より払いこみ通知に接せざりしをもって政務局長に照会せるところ、衛生省より小切手自分手もとまで到着しおるも、東京より満州里までの輸送の話しあいつかず、現物引きわたし未完了の旨電報あり、小切手差し押さえおる旨回答せるをもって、本使より東京に即時引きわたし方電請すべければ至急支払われたしと申し入れ、交渉の結果 22 日代金 30 万 7240 アフガン現金にて入手済みにつき、貴方においてもとにかく契約面の履行だけは至急完了相成るよういたされたし。(了)

昭和 18 年 12 月 23 日 (資料 5)

昭和 18 20688 暗 カブール 12 月 23 日 17,10 発  
本省 26 日 15,30 着 経  
重光外務大臣 七田公使  
第 496 号

(キニーネ供給に関する件)

貴電 114 号に関し

御来示さっそく先方に通じたとところ、政務局長は (1) 在京公使が東京において引きわたしを受くること、(2) ソ満国境までの運搬については日本側の援助を得べきも右に要する費用は同公使において日本側に支払う様訓令しおきたるも、さらに右趣旨電報すべしと答えたり。(了)

昭和 19 年 1 月 5 日 (資料 5)

昭和 19 278 暗 カブール 1 月 5 日 09,45 発  
284 本省 6 日 15,55 着 経  
重光外務大臣 七田公使  
第 1 号

(対アフガニスタンキニーネ供給に関する件)

4 日政務局長は在西<sup>21</sup>アフガニスタン公使より、未だキニーネの引きわたしを受けず、かつこれがソ満国境までの輸送には 2ヶ月を要すとの電報に接したりとて促進方要請せるにより、本使は貴電第 114 号に基づきアフガニスタン公使の態度は当地における右薬品の必要性を日本側に充分徹底せしめず、アフガニスタン側が平時の普通取引と同

一視しおるやの印象を与えおる模様につき、至急武田と購入および輸送の契約を締結したるうえ、輸送上の便宜供与方を我が外務省に依頼するよう訓令ありたしと述べたところ、局長は本使の面前にて右趣旨の電文を認め、即時これを發電すべきにつき本使よりも至急発送の運びとなるよう外務省へ斡旋を請いたるにより、先方の希望伝達方応諾しおけり。ついては、貴方種々ご困難の次第はこれあるべきも、現に代金も領収済みにつき、輸送促進方できる限りご配慮あい仰ぎたし。(了)

昭和 19 年 1 月 8 日 (資料 5)

158 暗 昭和 19 年 1 月 8 日後 6 時 10 分 経二  
在アフガニスタン七田公使 重光外務大臣  
アフガニスタンにキニーネ供給に関する件  
第 2 号

往電 114 号に関し

1. 在京アフガニスタン国公使にたいし現品の引きわたしおよび満ソ国境までの運送につき交渉し、引きわたしについては公使の意見をいれ、売買契約を省略し、単に受領証を徴することとし、運送については武田をしてアフガニスタン国公使館と運送契約を結ばしむる趣旨にて種々話しあいたるも、同公使は当初武田と話しあいにもつれありたる以来万事感情に走り、わが方の申し出にいちいち難癖をつけて問題をいたずらに複雑化せしむるのみにて埒あかざるにつき、7 日次官より同公使にたいし本件は全てカブールにおいて話しあうべき旨申し渡したり。

2. わが方としては別に引きわたしを急ぐ要なきもアフガニスタン側の必要も斟酌し、かつ紛糾を避くるため、貴官よりアフガニスタン側にたいし (イ) 本件キニーネ 500 kg はアフガニスタン側所有に帰したるものとして輸送措置をとらしむべく (50 kg 入り 10 箱とする予定にて、輸送輻輳のため満州里渡しの期日は確約し得ざるも 2 月末となるべし)

(ロ) 満州里までの荷造り費、運送費および保険掛け金 (計 6000 円くらいの見込みなるも確定次第電報す) は貴地において支払いを受く。

(ハ) 途中において現品滅失せる場合はキニーネ代金をアフガニスタン側に返還すとの趣旨にて交渉せられ、結果回電ありたし。

## 第二次大戦中日本のキニーネの外交利用に関する記録

昭和 19 年 1 月 8 日（資料 5）

156 暗 昭和 19 年 1 月 8 日後 5 時発 経二  
在アフガニスタン七田公使 重光外務大臣  
対アフガニスタンキニーネ供給に関する件  
第 3 号

貴電第 1 号に関し

往電第 2 号と行き違いに冒頭貴電接到せるも在京  
アフガニスタン公使を話しあいに介入せしむるこ  
とは、いたずらに事態を紛糾せしむるのみなるに  
つき、往電第二号のとおりご措置ありたし。念の  
ため。

昭和 19 年 1 月 10 日（資料 5）

昭和 19 493 暗 カブール 1 月 10 日 14.40 発  
経 本省 11 日 16.25 着  
重光外務大臣 七田公使  
第 10 号

貴電第 2 号および第 3 号に関し

10 日政務局長にたいし御来示の趣旨を通達せる  
ところ、局長はしごく結構なるにつき日本側ご提  
案を文書にてご送付受ければ直ちに同意の解答を  
なすべしと述べたり。よって本使は文書交換に異  
議なきも、事務促進のため貴方同意の次第直ちに  
電報し差し支えなきやと訊せるところ、外務大臣  
も在京アフガニスタン公使の態度を遺憾として同  
趣旨の提案をいたしたき意嚮を有するにつき、右  
アフガニスタン国政府の名において同意なる旨申  
達され差しつかえなく、ただ金銭問題につき衛生  
省と連絡の必要あれば、発電後にも提案を文書  
にて頂き確認することとしたしと述べたるによ  
り、これを承認しおけり。（了）

昭和 19 年 1 月 14 日（資料 5）

417 暗 昭和 19 年 1 月 14 日後 7 時 30 分 経二  
在満州里松田領事 重光外務大臣  
対アフガニスタンキニーネ供給に関する件  
第 5 号

今般アフガニスタンの要請により、わが方よりキ  
ニーネ 500 kg を同国に譲渡することとなり、50  
kg 入り 10 箱として貴地經由輸送のはずなるが、  
アフガニスタン側はソ連と交渉の上なりしとして  
モロトフ鉄道内イランソフトランスまたはウォス  
トクイントルグを指名し来れるところ、右のうち

いずれが本件荷物を受け取るべき旨の命令を受け  
居りや、御確かめの上至急回電請う。なお、本件  
荷物貴地着（追電すべきも 2 月末頃の予定）の際  
は貴館員をして引きわたしに立ち会い、引きわた  
しを確認せしめたるうえ、ソ連側荷受人より受領  
証を徴せしめられたし。

昭和 19 年 1 月 16 日（資料 5）

昭和 19 823 暗 カブール 1 月 16 日 16.00 発  
経 本省 17 日 14.45 着  
重光外務大臣 七田公使  
第 18 号

（対アフガニスタンキニーネ供給に関する件）

往電第 10 号に関し

わが方提案を文書にして送付しおきたところ、  
16 日政務局長より文書を持ってアフガニスタン  
国政府の同意を確認越せり。（了）

昭和 19 年 1 月 17 日（資料 6）

南政第 9 号

昭和 19 年 1 月 17 日

大東亞大臣 青木一男（職印）

内閣総理大臣 東條英機殿

東条首相に対する比島大統領の謝意表明方  
に関する件

今般在フィリピン国村田大使より先般東條総理大  
臣より比島独立に際して寄贈ありたる米穀、キニ  
ネ、綿布に関し別紙の如く謝意表明伝達方依頼あ  
りたるにつき右写並びに訳文茲許送付す。

（レクト外相より村田大使宛書翰訳文）

書翰をもって啓上いたし候。陳者、本大臣はフィ  
リッピン国大統領閣下の命により、フィリッピン  
独立に際して日本帝国内閣総理大臣閣下より寄贈  
せられたる米穀、キニーネ、綿布の配給計画を伝達  
し、併せて日本帝国政府のフィリッピン国にたい  
する変わることなき寛仁と真摯なる支援にたいし  
大統領閣下およびフィリッピン国政府の感謝の念  
を新たにし、右を閣下を通じここに表明するの光  
榮を有し候。

寄贈米 2 万 5 千俵中すでに受領せる 6 千俵は先般  
の洪水を蒙りたるマニラおよび近傍の被害者に配  
給せられ残余は今後の必要に応じて配給せらるべ  
く候。寄贈米に関する政府の配給方針は出来うる

限り貧民救済に当てんとするにこれあり候。

3トンのキニネに関しては官立病院、療養所その他の公共施設の要求に応じて分配し、キニネがマラリア罹病者にいきわたり、かつ有資格医師により処方されんことを期し居り候。先般、日本内閣総理大臣閣下より寄贈されたる1トンのキニネに関しても同様の分配方法を講じ候。

綿布受領の上は病院、救護院、孤児院その他の公共団体に配給し、貧民階級を裨益すべく候。農民および工場労働者の需用に好適なる綿布については、政府に於いて代償を定め、これらのものに配給すべく、右売上金は政府の一般救済資金に算入せらるべく候。

本大臣はここに重ねて閣下に向かって敬意を表し候。

敬具

1943年12月13日マニラに於いて

クラロ・レクト  
フィリッピン国駐割大日本帝国特命全権大使 村田省三閣下

昭和19年1月17日(資料5)

昭和19 826 暗 満州里1月17日13,10 発 経  
本省17日15,50 着

重光外務大臣 松田領事  
第7号

(対アフガニスタンキニーネ供給に関する件)

貴電第5号に関し

当地ソ連領事に質したるに、同領事においては本件に関し中央より未だ何等の通報に接し居らず。なおまた、当地にはイランソフトランスおよびウオストクイントルグの代表駐在しおらざることもあり、本件に関しさっそく中央に照会の上回答すべき旨申しよこせり。取りあえず。(了)

昭和19年1月18日(資料5)

620 暗 昭和19年1月18日後5時発 経二

在アフガニスタン七田公使 重光外務大臣  
対アフガニスタンキニーネ供給に関する件  
第6号

客年貴電第477号に関し

在満州里領事をして同地駐在ソ連領事に確かめしめたる<sup>22</sup>ところによれば、同領事は本件に関し中

央より未だなんら通報に接しおらず。またイランソフトランスおよびウオストクイントルグの代表も同地に駐在しおらざることある由にて、ソ連領事において念のため中央に照会のこととなれるところ、本件貨物が満州里にて宙に迷うことなきよう、荷受人を両者の中いづれかに選定せしめ、ソ連側をして右にたいし明瞭なる受領の訓令を発出せしむる様アフガニスタン側をして措置せしめられ、結果回電ありたし。

昭和19年1月21日(資料5)

昭和19 1074 暗 カブール1月21日16,00 発  
経 本省23日16,25 着

重光外務大臣 七田公使  
第25号

(対アフガニスタンキニーネ供給に関する件)

貴電第6号ただちに政務局長に申し入れたところ、局長は受取人ウオストクイントルグに決定せる旨ソ連側より通報ありたりと述べ、本使面前にてソ連邦代理大使に電話の結果、ソ連側は在満州里領事に訓令方さっそく電請することを承諾せりと答えたり。(了)

昭和19年1月25日(資料5)

870 暗 昭和19年1月25日後3時40分発 経二

在満州里松田領事 重光外務大臣

対アフガニスタンキニーネ供給に関する件

第6号

貴電第7号に関し

在アフガニスタン七田公使より、ソ連側は受取人をウオストクイントルグに決定し、在満州里同国領事に訓令することとなれる旨電報ありたるにつき、荷物発送の都合もあり、念のため御確かめの上至急回電ありたし。

昭和19年1月30日(資料5)

昭和19 51572 暗 満州里1月30日09,50 発  
経 本省30日15,10 着

重光外務大臣 松田領事  
第9号

(対アフガニスタンキニーネ供給に関する件)

貴電第6号に関し

## 第二次大戦中日本のキニーネの外交利用に関する記録

27日ザバーリン領事を往訪懇談し、ザバーリン領事はさっそく中央と連絡する旨約したるが、貴電御指示のごとき運輸関係者は当地に存在せず、ウオストクイントルグより何人かを受領のため当地に派遣するにあらずやと語りおれり。なおイランソフトランスより考えつきたるにや、本件キニーネは実際何国にむけられるや又当地着の場合開封検査の要なきやを申しいたり。念のため。貴電第5号および第6号在満州国大使に転電ありたし。(転電済み)  
満州国へ転電せり。

昭和19年1月30日(資料5)  
昭和19 51669 暗 満州里1月30日09.50 発  
経 本省30日15.00 着  
重光外務大臣 松田領事  
第12号  
(対アフガニスタンキニーネ供給に関する件)  
往電第9号に関し  
28日ザバーリンは新任ザ鉄<sup>23</sup>代表ボグワーノフを紹介のため本官を来訪せる際キニーネの当地受けわたしに関しては中央より然ることあるべき旨通報に接したるが、何人が荷受人となるやに関しては通報なしと語り、右日本側発送人は何人なるや承知したき旨付言せり。ついては、お差し支え無きかぎり発送人および宛先名ご開示あいなりたし。念のため。  
在満州国大使館へ転電せり。

昭和19年1月30日(資料5)  
総番号1162 符号暗 昭和19年2月1日後3時  
主管 電  
1163  
在満梅津大使 重光外務大臣  
対アフガニスタンキニーネ供給の件転電  
第19号  
満州里宛往電第5号および第6号転電

昭和19年2月1日(資料5)  
総番号1186 符号平 昭和19年2月1日後6時  
主管 経二  
大阪市本区道修町二丁目武田薬品工業株式会社久保藤吾 外務省戦時経済局朝海第二課長

アフガニスタン国キニーネ供給の件  
親展  
アフガニスタン向けキニーネの発送および費用の  
明細ご措置の結果通報乞う 外務省朝海

昭和19年2月1日(資料5)  
総番号1356 符号暗 昭和19年2月3日後5時  
主管 経二  
在満州里松田領事 重光外務大臣  
対アフガニスタンキニーネ供給に関する件  
第9号  
貴電第12号に関し  
わが方発送人は武田薬品工業株式会社、宛先はアフガニスタン政府なり。

昭和19年2月7日(資料5)  
昭和19 1940 暗 カブール2月7日17.00 発  
経 本省8日15.55 着  
重光外務大臣 七田公使  
第41号  
(対アフガニスタンキニーネ供給に関する件)  
7日外務省よりキニーネ運賃支払いはソ満国境における現物引きわたしと同時にこなうべきや、はたまたそれ以前に支払いの必要ありやと問い合わせよこせるにつき、本使は現物引きわたしと同時に差しつかえなき旨回答しおけり。いっぽう陸相殿下より輸送状況につき質問ありたるにたいし、日本側は約束にしたがい着々事務をはこびおるものと思うと答えおきたるにつき、何時頃満州里引きわたしの運びとなるべきや、見込みご一報あおぎたし。(了)

昭和19年2月7日(資料5)  
総番号 1532 暗 昭和19年2月7日後8時20分 経二  
在アフガニスタン七田公使 重光外務大臣  
対アフガニスタンキニーネ供給に関する件  
第11号  
貴電第25号に関し  
在満州里ソ連領事は松田領事にたいし、キニーネの同時受け渡しに関しては中央より然ることあるべき旨通報に接したるが、何人が荷受人となるやに関しては通報なき旨ならびに冒頭貴電氏名のご

坂田 隆

とき運輸関係者は満州里には存在せず、あるいはウォストクイントルグより何人かを受領のため同地に派遣するものなるやも知れざる旨語れり。右にては満州里受け渡し関係なお曖昧なる点あるも埒あかざるにつき、当方はとりあえず在満州里領事館気付にてキニーネ発送せり。なお、右運賃、荷造費、保険料（戦時保険料を含む）、通信費その他諸雑費、計 4,116 円 55 銭 (4116.55) なるにつき、アフガニーに換算の上、アフガニスタン側をして至急貴館に払い込ましめ、電報ありたし。

昭和 19 年 2 月 10 日（資料 5）

総番号 1601 暗 昭和 19 年 2 月 10 日 経二  
在アフガニスタン七田公使 重光外務大臣  
対アフガニスタンキニーネ供給に関する件  
第 13 号

貴電第 41 号に関し

来月初旬頃までに満州里において引渡し得る見込みなり。諸掛りは前電通り支払わしめられたし。

昭和 19 年 2 月 14 日（資料 5）

昭和 19 2229 暗 カブール 2 月 14 日 16,20 発  
経 本省 15 日 17,35 着 会  
重光外務大臣 七田公使  
第 50 号

（対アフガニスタンキニーネ供給に関する件）

本件売買行為は一応完了せりと解するにつき、まず第 4 期分経費および 12 月分給与に振り当てられ、残余は目下アフガン貨獲得の見通しなきにも鑑み、来年度第 1 期分経費に充当せらるる様いたしたし。なお、往電第 501 号の電信料不足額は別途送金方ご高配あいわずらわしたし。（了）

昭和 19 年 2 月 23 日（資料 5）

総番号 2024 符号暗 昭和 19 年 2 月 23 日後 6 時 主管 経二  
在満州里 松田領事 重光外務大臣  
対アフガニスタンキニーネ供給に関する件  
第 13 号

貴電第 21 号に関し

運送取扱者は日本通運、経路は朝鮮經由なり。なお、貨物証券類は貴館あて発送せしむるにつき、現物（数日中に発送す。貴地着は 3 月中旬となる

べし）引渡しに貴館員を立ち会わしめらるる際（往電第 5 号参照）、ソ連側代理人にたいし、貨物受領証と引き換え交付せられたし。

昭和 19 年 2 月 27 日（資料 5）

昭和 19 2916 暗 カブール 2 月 27 日 16,00 発  
経 本省 28 日 23,15 着  
重光外務大臣 七田公使  
第 66 号

（対アフガニスタンキニーネ供給に関する件）

貴電第 13 号に関し

運賃支払いは手続き上なお数日かかる見込みなるも、政務局長は現品引受けについては在満州里ソ連領事において一切の手配をなすべき旨ソ連大使館より公文にて取付けおるにつき、なお同地日本領事より右領事にご連絡願いたしと申し出でたり。（了）

昭和 19 年 3 月 1 日（資料 5）

主管 戦時経済局長 主任 戦時経済局第二課長  
昭和 19 年 3 月 1 日起草  
電送第 2323 号 昭和 19 年 3 月 1 日前 8 時 35 分  
宛 在満州里松田領事 発 重光大臣  
件名 対アフガニスタンキニーネ供給に関する件  
暗 第 17 号

往電第 13 号に関し

2 月 28 日発送せり。

昭和 19 年 3 月 1 日（資料 5）

2323 暗 昭和 19 年 3 月 1 日後 8 時 35 分 発 経二  
在満州里松田領事 重光外務大臣  
対アフガニスタンキニーネ供給に関する件  
第 17 号

往電第 13 号に関し

2 月 28 日発送せり。

昭和 19 年 3 月 13 日（資料 5）

昭和 19 3903 暗 カブール 3 月 13 日 18,00 発  
経 本省 13 日 21,20 着  
重光外務大臣 七田公使  
第 88 号

## 第二次大戦中日本のキニーネの外交利用に関する記録

(対アフガニスタンキニーネ供給に関する件)

往電第 66 号に関し

運賃は計 12,647 アフガン 68 (100 円につき 307 アフガン 24 替) 本日受領せり。なお、先方より輸送状況問い合わせの次第もあり、満州里における現品引わたし完了のうえはその旨ただちに御電報ありたし。(了)

昭和 19 年 3 月 13 日 (資料 5)

主管 戦時経済局長 主任 戦時経済局第二課長  
昭和 19 年 3 月 15 日起草

電送第 3020 号 昭和 19 年 3 月 15 日後 3 時 10 分  
発

宛 在満州里 松田領事 発 重光大臣

件名 対アフガニスタンキニーネ供給に関する件  
暗 第 20 号

在アフガニスタン公使発本大臣宛電報第 88 号  
アフガニスタン側よりの問い合わせもあり、満州里における現品引わたし完了のうえは直ちに御電報ありたし。

昭和 19 年 3 月 22 日 (資料 5)

文書課発送日 昭和 19 年 3 月 22 日發送済

主管 戦時経済局長 主任 戦時経済局第二課長  
昭和 19 年 3 月 22 日起草

経二 極秘 第 2 号 昭和 19 年 3 月 22 日

受信人名 在満州里松田領事 発信人名 重光大臣

件名 対アフガニスタンキニーネ供給に関する件  
本件に関し、今般武田薬品工業会社より別添貨物引換証および送り状 (2 通) 提出ありたるにつき、右ここに送付す。なお、既電のとおり貨物引わたしに際しては貴館員を立ち会わせしめ、ソ連受荷人より受領証を徴し、当方へご送付あいなりたし。(別紙貨物引換証 1 通、送り状 2 通、武田発満州里領事館宛書信 1 通、共にそのまま送付のこと)

昭和 19 年 3 月 30 日 (資料 5)

昭和 19 5123 暗 カブル 3 月 30 日 16,30 発  
経 本省 31 日 22,48 着

重光外務大臣 七田公使

第 124 号

(対アフガニスタンキニーネ供給の件)

往電第 88 号末段に関し

30 日外務大臣と面談の際、問いあわせの次第もありたるにつき、その後の成り行き御回電ありたし。(了)

昭和 19 年 4 月 1 日 (資料 5)

主管 戦時経済局長 主任 戦時経済局第二課長  
代 昭和 19 年 4 月 2 日起草 古川

電送第 3767 号 昭和 19 年 4 月 1 日後 7 時 30 分  
発

宛 満州里松田領事 発 重光大臣

件名 アフガニスタン向け供給キニーネに関する件  
暗 22 号

在満州国梅津大使宛大臣往電第 74 号転電

昭和 19 年 4 月 1 日 (資料 5)

主管 戦時経済局長 主任 戦時経済局第二課長  
代 昭和 19 年 4 月 1 日起草 古川

電送第 3768 号 昭和 19 年 4 月 1 日後 7 時 30 分  
発

宛 満州里松田領事 発 重光大臣

件名 アフガニスタン向け供給キニーネに関する件  
暗 第 23 号

貴電第 45 号に関し

本件薬品は往電第 17 号アフガニスタン向けキニーネなるにつき、当方の依頼により在京満州国大使館より同国経済部にたいし、本件貨物通関に関し便宜供与方 1 日電報せしめたり。在満州国大使館宛にも別電第 22 号の通り電報済み。

昭和 19 年 4 月 2 日 (資料 5)

主管 戦時経済局長 主任 戦時経済局第二課長  
代 昭和 19 年 4 月 2 日起草 古川

電送第 3766 号 昭和 19 年 4 月 1 日後 7 時 30 分  
発

宛 在満州国梅津大使 発 重光大臣

件名 アフガニスタン向け供給キニーネに関する件  
暗 第 74 号 (至急)

すでに本部政府よりアフガニスタン政府へ供給を約せるキニーネ 500 kg は先方の希望により満州

里において我方領事立ち会いのもとにアフガニスタン側荷受人ウォスキントルグ<sup>24</sup>へ引渡すこととなり、武田長兵衛商店<sup>25</sup>扱いにて大阪より発送せられたるが、右は満州国の輸入許可書なき為、安東にて通関不能の状態にある旨、今般満州里領事より電報ありたり。よって、在京満州国大使館に依頼し、同館より満州国經濟部にたいし通関便宜供与方1日電報せしめたるが、同貨物は元来通過貨物にて、たまたま満州里において引渡さるる為、同地向け発送せられたる次第なるについては、右事情満州側にたいし適当ご説明相成り、輸入許可証なしに至急通関せしむる様、貴方よりもお申し入れ相成り、結果回電ありたし。  
満州里へ転電せり。

昭和19年4月4日（資料5）

主管 戦時経済局長 主任 戦時経済局第二課長  
朝海 昭和19年4月4日起草 古川  
電送第3813号 昭和19年4月4日後3時 分  
宛 在カブール七田公使 発 重光大臣  
件名 アフガニスタンキニーネに関する件  
暗 第26号  
貴電第124号に関し  
本件貨物は客月下旬安東に到着したところ、武長<sup>26</sup>の手続き書類に不備なる点ありしたため、同地において通関上疑義を生じ、一応留め置かれたること判明せるにつき、至急通関方当方より満州国側に申し入れおきたるをもって、近く満州里において引渡し得る見込みなり。

昭和19年4月10日（資料5）

主管 戦時経済局長 主任 戦時経済局第二課長  
朝海 昭和19年4月10日起草 古川  
電送第4061号 昭和19年4月10日後3時 分  
宛 在満州国梅津大使 発 重光大臣  
件名 アフガニスタン供給キニーネに関する件  
暗 第81号  
往電第74号に関し  
御交渉の結果ならびに本件貨物通関にたいする満州国側の態度、至急御回電ありたし。

昭和19年4月12日（資料5）

昭和19 56092 暗 新京4月12日16,00 発 経  
本省12日17,00 着  
重光外務大臣 梅津大使  
第62号（至急）  
第124号  
（対アフガニスタン供給キニーネの件）  
貴電第81号に関し  
満州国側に交渉せる結果、經濟部にては10日本貨物を保税品として発送方安東税関に指令せり。したがって、満州里においては日本領事が現地税関その他関係者と打ちあわせたるうえ、駅構内において（満州里駅構内全部が保税地区となりおれり）、引わたしを行わしめることなくそのままソ連領に発送せしめられたき趣なり。  
満州里に転電せり。

昭和19年4月13日（資料5）

主管 戦時経済局長 主任 戦時経済局第二課長  
朝海 昭和19年4月13日起草 古川  
電送第4217号 昭和19年4月13日後5時 分  
宛 満州里松田領事 発 重光大臣  
件名 対アフガニスタン供給キニーネに関する件  
暗 第26号  
在満大使発本大臣宛電報第62号に関し  
本件貨物引換証券は客月下旬クーリエ便にて貴館宛発送済みにつき、冒頭電報の趣旨により、また累次往電の次第をも参照せられ、至急引わたしを了し、その旨ただちに電報ありたし。  
在満大使へ転電せり。

昭和19年4月14日（資料5）

昭和19 56350 暗 新京4月14日21,50 発 経  
本省15日23,00 着  
重光外務大臣 梅津大使  
第67号  
（対アフガニスタン供給キニーネに関する件）  
貴電第87号に関し  
（一）本件貨物の安東における停滞は輸入ならびに税関手続に基づくものにあらず（発送人において満州里まで保税輸送方手続き済み）して、もっぱら輸送関係に基づくもの、すなわち輸送輻湊の折り柄、事前なんら連絡なかりし本件貨物は貨車

## 第二次大戦中日本のキニーネの外交利用に関する記録

積み替えに際し自然後回しにせられありたること判明せり。よって特に手配し、安東のみならず蘇家屯ほか二箇所における貨車積み替えを促進せしめたる結果、ようやく本月 20 日頃には満州里到着の予定つきたり。(二) 本件の如き輸送は、輸出入手続き等税関関係と鉄道輸送関係との両面の問題を生ずるにつき、事前にかつ右両方面に手配の要あるについては、事後前ひろいにご連絡あいなりたし。

満州里へ転電せり。

昭和 19 年 4 月 17 日 (資料 5)

昭和 19 57379 暗 満州里 4 月 17 日 08,50 発  
経 本省 17 日 14,30 着  
重光外務大臣 松田領事  
第 53? 号

(対アフガニスタン供給キニーネに関する件)

本官発満宛電報第 42 号

貴大使発外務大臣宛電報 62 号に関し

貨物は当地ザ鉄宛なるゆえ、引渡しの上はザ鉄が随意処置し得るごとくにも解釈し得るやに思量せらるるところ、ソ連領事およびザ鉄代表等と懇談の上、手続き上、表面は当地宛なりといえども、あくまで通し貨物として取扱い、ソ連領沿線において誤解を生ぜざらしむるため、臨機の措置として当地およびオトポール<sup>27</sup>各ザ鉄<sup>28</sup>駅にてそれぞれ封印を施して発送せしむるにつき、満側税関においても右に呼応してザ鉄の希望に副い、臨機封印することの了解を得、当地日満ソ関係機関の取扱方針はすでに決定済みなり。念のため。(了)

昭和 19 年 4 月 18 日 (資料 5)

主管 戦時経済局長 主任 戦時経済局第二課長 朝海 昭和 19 年 4 月 18 日起草 古川  
電送第 4061 号 昭和 19 年 4 月 18 日後 4 時 30 分 発

宛 在満州国梅津大使 発 重光大臣

件名 対アフガニスタンキニーネ供給に関する件  
暗 第 36 号

本件貨物輸送関係にて意外に手間取りたるも、満州国側において輸送輻湊にかかわらず貨車積み替え等につき特に手配してくれたる結果、本月 20 日頃満州里に到着の予定なり。

昭和 19 年 4 月 18 日 (資料 5)

主管 戦時経済局長 主任 戦時経済局第二課長 朝海 昭和 19 年 4 月 13 日起草 古川

電送第 4218 号 昭和 19 年 4 月 18 日後 5 時 分 発

宛 在満州国梅津大使 発 重光大臣

件名 対アフガニスタン供給キニーネに関する件  
暗 第 87 号

本大臣発在満州里領事宛電報第 26 号

4216

昭和 19 年 4 月 21 日 (資料 5)

昭和 19 56639 暗 満州里 4 月 21 日 14,30 発  
経 本省 21 日 16,05 着

重光外務大臣 松田領事

第 55 号

(対アフガニスタン供給キニーネに関する件)

貴電第 26 号に関し

キニーネは奉天武田会社員宰領し、20 日到着。21 日ザ鉄道代表に滞りなく引渡しを了せり。なお、ザ鉄代表の語るところによれば、ウオストクイントルグより係一名オトポールまで出張し来たりおり、本日当地より発送せるものを同地にて中継の上、ただちに目的地に発送する趣なり。領収書は郵送す。

在アフガニスタン公使に転電ありたし。

在満州国大使に転電せり。

昭和 19 年 4 月 22 日 (資料 5)

総番号 4619 符号暗 昭和 19 年 4 月 22 日後 4 時 30 分 主管 経

在アフガニスタン七田公使 重光外務大臣

対アフガニスタンキニーネ供給に関する件

第 38 号

本大臣宛在満州里領事発電報第 55 号転電

(本文別紙松田領事来電第 55 号本文修正通)

キニーネは 20 日当地に到着、翌 21 日ザ鉄代表に引渡しを了せり。なおザ鉄代表の言によれば、係 1 名ウオストクイントルグよりオトポールまで出張し来たりおり、当地より本日発送せる貨物同地にて中継の上、直ちに目的地に発送する手配になりおる趣なり。

昭和 19 年 5 月 20 日（資料 5）

昭和 19 7753 暗 カブール 5 月 20 日 19,10 発  
経 本省 5 月 21 日 20,30 着 会

重光外務大臣 七田公使

第 189 号（至急）

（キニーネ代価取受に関する件）

20 日外務次官より本使にたいし在京アフガニスタン公使よりスイス貨 57,676 フラン（174,753 アフガニ）電請よこしたりとて、送金方を尋ねたるにより、本使は右アフガニスタン貨を当館に支払い、東京において同貨をもって支払うこと最も便利なりと答えたところ、追加支払いの方は異存なきも、スイス貨取引を要求しおるにつき、本人の指定する銀行にスイス貨をもって支払われること出来まじきやと述べたるにより、本使はあらかじめ東京に照会すべしと答えおきたり。ついては本人に日本貨または米貨現金を支払い、右アフガニスタン貨を当方に受け入ること出来まじきや。本人とご交渉の上、結果至急御回電あいあおぎたし。取りあえず。（了）

昭和 19 年 6 月 20 日（資料 5）

昭和 19 9435 暗 カブール 6 月 20 日 16,00 発  
経 本省 6 月 21 日 22,40 着

重光外務大臣 七田公使

第 231 号

客年往電第 435 号に関し

19 日政務局長はほとんど損傷無く到着せりとて陸軍大臣および衛生大臣より本使への謝意を伝達すると共に、実は客年往電第 350 号の経緯にて軍部は全部の引渡しを求め、ようやく折半することにて差しあたり折りあえるも、衛生省も最初の振りあてに大違算を生じ、そのうえ本年は気候の関係上患者増加を予想さるをもって、更に 500 kg 供給方貴使のご斡旋を得たき旨衛生大臣よりお願いありたりと述べたるにより、本使は貴方統計斟酌の結果、東京は既往の分にも多すぎるとの意見なれば承諾おそらく困難なるべしと答えたところ、局長は提出の数字は衛生省直轄機関および国営工場、病院の需用に軍の希望量を考慮に入れたる推定量に過ぎず、お恥ずかしきことながら当国にはこの種統計全然なきも一般薬局にも払い下げ、民間患者を治療することとなれば年間 5,000

kg にても不足なることは衛生専門家の確言するところにて、さらに 500 kg 程度いただくも決して国外流出の危険はなきにつきご手配斡旋ありたしと嘆願せるにより、本使は東京当局がいかかなる意見なりや知らざるも申し出の次第はともかく取次ぎ見るべしと答えおけり。（了）

昭和 19 年 6 月 20 日（資料 5）

昭和 19 9440 暗 カブール 6 月 20 日 16,00 発  
経 本省 6 月 21 日 01,30 着

重光外務大臣 七田公使

第 232 号

（キニーネに関する件）

往電第 231 号に関し

当館アフガニスタン貨獲得の必要以外、敵側が近時しきりに王室、高官に貴重なる贈呈品を贈るなどの方法にてアフガニスタン国を反枢軸側に引き入れんとする策謀に対抗する意味よりも、出来得れば右先方の願望を聞き入れらるること時宜に適すと存ず。なお、流出の危険については、当館渡邊囑託および本使接触のトルコ人衛生顧問数名も政務局長と同意見にて、右危険はまず無かるべしと保障しおるにつき、本件ぜひともご斡旋相仰ぎたし。（了）

昭和 19 年 6 月 22 日（資料 5）

主管 戦時経済局長 主任 戦時経済局第二課長  
代 昭和 19 年 6 月 22 日起草 古川

電送第 8053 号 昭和 19 年 6 月 22 日後 2 時 20 分  
発

宛 在カブール七田公使 発 重光大臣

件名 対アフガニスタンキニーネ供給に関する件  
暗 第 65 号

往電第 38 号に関し

現品貴地到着の有無、貴地国政府につき御確かめの上至急回電ありたし。

昭和 19 年 7 月 13 日（資料 5）

昭和 19 10635 暗 カブール 7 月 13 日 19,00 発  
経 本省 7 月 14 日 21,50 着

重光外務大臣 七田公使

第 261 号

（キニーネに関する件）

第二次大戦中日本のキニーネの外交利用に関する記録

往電 231 号に関し

12 日衛生省の要請に基づき荷開きに館員を立会わしめたる所、(1) 第 9 号箱のうち 5 kg 缶 2 缶不足しおること (缶の内に 2 缶分の包装紙のみ残存す。箱の外部に施しある満州里税関およびアフガニスタン国国境税関の鉛印には異常なし)、(2) 残余の 98 缶中 5 缶につき計量せるところ、1 缶につき平均 50 グラムの目減りしおることを発見せり。

よって、先方の依頼により、文書をもってこれを確認せしめおきたり。(了)

昭和 19 年 8 月 30 日 (資料 5)

昭和 19 13037 暗 カブール 8 月 30 日 12.05 発  
経 本省 31 日 06.30 着

重光外務大臣 渡邊代理公使  
第 300 号

(キニーネに関する件)

往電第 299 号会談の際、政務局長は往電第 231 号のキニーネの件に触れたるをもって、本官はここ 2、3 日中に帰任のはずなる七田公使が本件に関するなんらかの情報を持ち帰らるべしと思考する旨述べおけり。(了)

昭和 19 年 8 月 30 日 (資料 5)

主管 戦時経済局長 主任 戦時経済局第二課長  
朝海 昭和 19 年 9 月 11 日起草

電送第 11895 号 昭和 19 年 9 月 11 日後 7 時 00 分発

宛 在アフガニスタン七田公使 発 重光大臣  
件名 キニーネ追加供給に関する件

暗 第 108 号

貴電第 300 号に関し

累次御○ (一字不明) 示の次第もあり、キニーネ更に半トン追加供給方用意あるにつき、貴方において適当と認むる機会に先方にその旨通知せられ差しつかえなし。最も、価格 (その後値上がりおれり)、運送条件 (だいたい前回通りの予定) については追報す。

昭和 19 年 9 月 17 日 (資料 5)

昭和 19 14136 暗 カブール 9 月 17 日 01.00 発  
経 本省 17 日 22.10 着

重光外務大臣 七田公使

第 335 号

(キニーネ追加供給に関する件)

貴電第 108 号に関し

16 日政務局長と面談に際し、お申し越しの趣旨を告げたる所、局長は感謝の意を表すると共に、条件の詳細追報方を依頼せるにより、本使はこれを承諾したるが、さらにソ連通過許可の交渉には時日を要するにつき、ただちに開始して差しつかえ無からんかとの問いにたいしては、右申し述べたる多少の値上りを承諾さるる意嚮ならば日本側は供給に異議無き次第なりと応じおきたり。(了)

昭和 19 年 9 月 18 日 (資料 5)

(15 万内○ (一字不明) にても可なるべし。先方陸相に (以下不明))

主管 戦時経済局長 主任 戦時経済局第二課長  
朝海 昭和 19 年 9 月 18 日起草

電送第 12199 号 昭和 19 年 9 月 18 日後 7 時 20 分発

宛 在アフガニスタン七田公使 発 重光大臣  
件名 対アフガニスタンキニーネ追加供給に関する件

暗 第 111 号

往電第 108 号に関し

その後の南方よりの輸送費高騰および内地需給関係に鑑み、キニーネ 500 kg 東京渡し価格を 14 万円 (16 を消して 14) とするほか代金支払い、貨物の輸送および引渡し地その他の条件は前回通り (ただし当方取扱者は交易営団<sup>29</sup>に変更す。また輸送実費は多少引きあげを見るべし。) とすることに決定せるにつき、右アフガニスタン側に申し入れられ差しつかえなし。

昭和 19 年 9 月 23 日 (資料 5)

昭和 19 14467 暗 カブール 9 月 23 日 01.00 発  
経 本省 23 日 19.30 着

重光外務大臣 七田公使  
第 340 号

(対アフガニスタンキニーネ追加供給に関する件)

貴電第 111 号に関し

早速文書をもって申し入れおけり。(了)

昭和 19 年 9 月 27 日 (資料 5)

昭和 19 14690 暗 カブール 9 月 27 日 19,00 発  
経 本省 28 日 19,45 着

重光外務大臣 七田公使

第 346 号

(対アフガニスタンキニーネ追加供給に関する件)  
往電第 340 号に関し

27 日政務局長は本件日本側の御好意にたいしては感謝しおる次第なるが、ただ価格の点につき最初御話の次第もあり、1 割ないし 1 割 5 分程度の値上がりは覚悟し、その旨衛生省にも通しおきたるが、一〇 (一字不明) 4 割騰貴をみては同省も予算の関係上これが捻出に困難を感じおるありさまにつき、あまり厚かまし過ぎる次第なるがいくぶん値引き方貴使のご斡旋を得まじきやと申し出たるにより、本使は本件が単なる商取引ならば右斡旋もあるいは可能なるが、我方としては全くの好意より実質をもって供給する次第なれば状況の変化により費用かさみたるものを値引きすることは実質にくいこむこととなれば、貴意に応うこと困難と思考すると答えたが、先方は全くごもつものの次第と考えるも当国の貧弱なる財政に鑑み特別の御考慮をあおぐよう東京へお取り次ぎねがいたしと懇願せるにより、本使はともかく取次ぐべきが、右についてはあまり期待せざるを可とすべしとのべおきたり。(了)

昭和 19 年 10 月 7 日 (資料 5)

昭和 19 15334 暗 カブール 10 月 7 日 17,00 発  
経 本省 9 日 23,35 着

重光外務大臣 七田公使

第 363 号 (至急)

(対アフガニスタンキニーネ追加供給に関する件)  
往電第 364 号に関し

7 日政務局長は本使にたいし、本件費用全額調達できたるにつき、値引きの申し入れられなかりしものとみなし、貴方の条件通りにて供給あおぎたしと語り、実は先日会談後衛生大臣より陸相殿下に報告せるところ、殿下においては右申し入れは日本公使せつかくのご尽力にこたうる所以にあらず、費用のごときいかにしても捻出すべしとの意嚮をのべられたる結果、特に陸軍省側にて余分に引き受くることとなれり。なお、殿下はくれぐれ

も日本側の行為を無にせざるよう釈明かた言明されたる由につき、この点東京にもご伝達ねがいたく、費用一切はいつにても支払い可能の状態にあるも、目下交渉中なるソ連側の通過許可目鼻つきたる機会に支払いを完了し、同時に日本側より発送願うことといたしたしと述べたり。(了)

昭和 19 年 11 月 29 日 (資料 5)

昭和 19 17879 暗 カブール 11 月 29 日 17,00 発  
経 本省 12 月 2 日 20,50 着

重光外務大臣 七田公使

第 428 号

(対アフガニスタンキニーネ追加供給に関する件)  
往電第 363 号に関し

25 日外務省係官より (1) キニーネのソ連領通過輸送につきソ連側の同意を取り付けたる旨ならびに (2) 満州里における日本側の荷物引渡し手続き、(3) 東京満州里間の確定運賃承知したき旨申し越したるにつき、右東京へ報告方承諾すると共に、売買行為の成立要件たる代金支払い方至急完了すべき旨回答しおけり。ついては代金受領の上直ちに電報すべきにつき、貴方においても現?品発送準備方ご手配あいなりたし。なお、先方申し出 (2)、(3) の件もなるべく早めにご通報あいあおぎたし。(了)

昭和 19 年 12 月 12 日 (資料 5)

昭和 19 18449 暗 カブール 12 月 12 日 16,00 発  
経 本省 13 日 19,40 着

重光外務大臣 七田公使

第 448 号

(キニーネ至急発送方の件)

往電第 428 号に関し

キニーネ代金 14 万円に相当するアフガニスタン貨 430,136 アフガン (100 円につき 307 アフガン 24 替) 12 日受領せるについては現品至急発送方ご手配あいなりたく、ご発送のうへはその旨電報願いたし。なお、アフガニスタン側より、現品の満州里到着予定期日を在満州里ソ連側官憲へもご通報相仰ぎたし。(了)

昭和 19 年 12 月 16 日 (資料 5)

主管 戦時経済局長 主任 戦時経済局第二課長

第二次大戦中日本のキニーネの外交利用に関する記録

朝海 昭和 19 年 12 月 16 日起草古川

電送第 17825 号 昭和 19 年 12 月 16 日後 7 時 00 分発

宛 在アフガニスタン七田公使 発 重光大臣  
件名 対アフガニスタンキニーネ供給に関する件  
暗 第 141 号

貴電第 448 号に関し

キニーネ至急発送方手配中なるが、前回のアフガニスタン側荷受人と予定されたるウォストクイントルグは満州里に代表者を有せざりしたため、やむをえず同地ザバイカル鉄道代表に一応貨物を引わたし、ソ連領内においてさらにウォストクイントルグに引き継ぎたる次第に鑑み、今回はザ鉄道代表をアフガニスタン側荷受人に指定すること望ましく、また本件に関し在満州里ソ連領事にあらかじめ充分連絡しておくようアフガニスタン側に申し入れ相成り、結果回電ありたし。

昭和 20 年 1 月 5 日 (資料 5)

昭和 20 250 暗 カブール 1 月 5 日 16,00 発 経  
本省 6 日 23,20 着

重光外務大臣 七田公使

第 10 号

(対アフガニスタンキニーネ供給に関する件)

貴電第 141 号に関し

ソ連大使館参事官はアフガニスタン国側の照会にたいしソ連はウォストクイントルグ代表の国境に駐在することならびに本件荷受け予定承知したき次第申し出ありたる趣、アフガニスタン国公使より通知よこせり。(了)

昭和 20 年 1 月 15 日 (資料 5)

総番号 723 符号暗 昭和 20 年 1 月 15 日 後 4 時 30 分 主管 経二

在アフガニスタン七田公使 重光外務大臣

対アフガニスタンキニーネ追加供給に関する件  
第 4 号

貴電第 10 号に関し

満州里ウォストクイントルグ宛本月 20 日頃大阪発送の予定にて満州里着は 3 月始め頃の見込み。なお、運賃保険その他諸掛り計 5,239 円 35 銭なり。

昭和 20 年 1 月 15 日 (資料 5)

総番号 776 符号暗 昭和 20 年 1 月 15 日後 7 時 30 分 主管 経

在満州国山田大使 重光外務大臣

対アフガニスタンキニーネ追加供給に関する件  
第 22 号

アフガニスタンにたいしキニーネ 500 kg 追加供給方決定し、前回通り満州里においてアフガニスタン側荷受人ウォストクイントルグに引渡すこととなり、現品は本月 20 日頃交易営団扱いにて大阪より発送の予定なり。貨物番号荷姿などについては発送後追報すべきも、同品の満州国領通過に関し満州国側へ便宜供与方あらかじめお申し入れおきあいなしたし。

なお、本件連絡の為、貨物発送直後古川領事を貴地および満州里に出張せしむるはず。

満州里へ転電ありたし。

昭和 20 年 1 月 15 日 (資料 7)

昭和 20 年 1 月 15 日起草 1 月 16 日付発令  
主管 人事課長

辞令案

領事 古川 靖

満州国へ出張を命ず

昭和 20 年 1 月 15 日 (資料 7)

高裁案

昭和 20 年 1 月 15 日起草 1 月 15 日決済 主管 戦時経済局長 主任 戦時経済局第二課長

件名 古川領事満州国出張に関する件

今般帝国政府はアフガニスタン政府に対しキニーネ 500 kg 供給方決定し、該貨物は満州里におけるアフガニスタン側荷受け人に引きわたしのため本月 20 日頃内地発送の予定なるところ、該貨物の満州国領通過に関し満州国側とうちあわせならびに貨物引き換え証携行のため古川領事をして往復 1ヶ月の予定をもって別紙日程により出張せしたし。

(別紙)

古川領事満州出張日程

1 月 22 日頃 東京発

2 月下旬帰朝の予定

昭和 20 年 2 月 8 日（資料 5）

総番号 2249 符号暗 昭和 20 年 2 月 8 日後 4 時  
分 主管 経二

在満州国 山田大使 重光外務大臣

対アフガニスタンキニーネ追加供給に関する件  
第 75 号

貴電第 41 号

手続き関係にて遅延しおるを近日中に発送し得る  
見込み。なお、貨物番号その他は判明次第追報す  
べきも委細は貨物引換省携行貴地および満州里へ  
出張の筈なる古川領事をして連絡せしむる予定な  
り。

満州里へ転電ありたし。

昭和 20 年 2 月 20 日（資料 5）

総番号 2911 符号暗 昭和 20 年 2 月 20 日後 3  
時 30 分 主管経二

在アフガニスタン七田公使 重光外務大臣

件名 対アフガニスタンキニーネ供給に関する件  
第 13 号

貴電第 53 号に関し

満州里における引渡しに際し、同地ザバイカル鉄  
道代表は送り状裏面に「表記の貨物（キニーネ）  
10 個重量風袋とも 766 キロアフガニスタン国に  
継送のため受領」せる旨を記入署名せる領収書を  
我方に交付しおり、また同貨物は元来東京におい  
てアフガニスタン側に引渡すはずなりしを累次電  
報の事情にて満州里までの輸送を我方において好  
意的に引受けたる次第に鑑み、本件抜取りに関し  
直ちに我方において責任をとる理由なきは明瞭な  
り。もっとも、貴電御来示の次第もあり、今回の  
運賃より 2,000 円程度を値引きすること異存無き  
につき右先方へお申し入れあいなり差しつかえ無  
きも、右は抜荷賠償の意味にあらず、我方の好意  
的措置なることを充分徹底せしめ置かれたし。

昭和 20 年 2 月 28 日（資料 5）

文書課発送日 昭和 20 年 2 月 28 日発送済み 浄  
書中野 校正（原稿）野上

主管 戦時経済局長 主任 戦時経済局第二課長

昭和 20 年 1 月 17 日 古川

（半公信）昭和 20 年 2 月 18 日<sup>30</sup>

受信人名 交易営団 企画部長 発信人名 戦

時経済局長

写送付先 空欄

件名 対アフガニスタンキニーネ供給に関する件  
前略、陳者帝国政府がアフガニスタン国政府へ供  
給方を約せるキニーネ 500 kg については貴部係  
員と打ち合わせの上 1 月 20 日頃内地発送、遅く  
も 2 月下旬には満州里において引渡しをなす運び  
となるべき旨当時アフガニスタン側に通報いたし  
おき、先方においても右ラインにて満州里におけ  
る荷受け方につき手配いたしおる次第にこれあり。  
しかるところ、その後本件貨物の発送遅延し、  
予定より既に 1 月を経過せる本日により未発送  
の状態にて、約定期における貨物のアフガニスタ  
ン側引渡し到底見込み立たざるところ、右は先方  
の荷渡し手順を狂わすのみならず、引渡し甚だ  
しき遅延は本件供給に関する我方せっかくの行為  
を減殺し、かえってアフガニスタン国側および同  
国より通過輸送の依頼を受けおるソ連方〇〇（2  
字不明）にたいする関係上よりするも面白からざ  
る次第につき、本件貨物の至急発送につき今一層  
のご尽力を〇〇〇〇〇〇〇〇（8 字不明） 敬具

昭和 20 年 2 月 28 日（資料 5）

総番号 3280 符号暗 昭和 20 年 2 月 28 日後 2  
時 30 分 主管 経二

在アフガニスタン七田公使 重光外務大臣

件名 対アフガニスタンキニーネ追加供給に関する件  
第 15 号

往電第 4 号に関し

その後輸送関係にて発送遷延しおるところ目下促

進中にて、ここ旬日中には内地電送<sup>31</sup>の運びとな  
るべきも、満州里における貨物引渡しはある程度  
遅延する見込みにつき、右貴官ご裁量によりアフ  
ガニスタン側へお申し入れおきあいなりたし。

なお、貨物発送の際はただちに電報すべし。

昭和 20 年 2 月 28 日（資料 5）

総番号 3281 符号暗 昭和 20 年 2 月 28 日後 3  
時 分 主管 経二

在満州国山田公使 重光外務大臣

件名 対アフガニスタンキニーネ追加供給に関する件

## 第二次大戦中日本のキニーネの外交利用に関する記録

第132号

往電第75号に関し

輸送関係上、積み出し遅延しおり、ここ旬日中には発送し得る見込みなり。

満州里へ転電ありたし。

昭和20年3月30日(資料5)

主管 戦時経済局長 主任 戦時経済局第二課長  
昭和20年3月30日起草

電送第4938号 昭和20年3月30日後7時50分  
発

宛 在満州里松田領事 発 重光大臣

件名 アフガニスタンへキニーネ供給に関する件  
暗 第54号

古川領事へ戦時経済局長より

書類再発行のうえ、貴官宛直送方営団に指令しあるも、これが到着まで引渡し遷延するはいかにも無駄なる様考えらるるにつき、右書類をまたずに何とかキニーネを受け取り、ソ連側に引渡すよう取り計らい得るや。もし必要あらば右書類の内容を当方より電報するにつき、これをもって書類に換えること可能なりや。至急回電相成りたし。

### <出典>

資料1

硫酸「キニーネ」を泰国へ譲渡の件

JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C01000660400、  
昭和17年「陸亜密大日記 第42号 2/2」(防衛省防衛研究所)

資料2

硫酸キニーネ生産に関する件

JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C01000424300、  
昭和17年「陸亜密大日記 第24号 3/3」(防衛省防衛研究所)

資料3

佛印に「キニーネ」分与の件

JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C01000383700、  
昭和17年「陸亜密大日記 第22号 2/3」(防衛省防衛研究所)

資料4

10. 「キニーネ」及同製剤/分割1

JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.B09042315100、  
各国ニ於ケル薬品及薬物関係雑件(E-4-12-0-1)(外

務省外交史料館)

資料5

10. 「キニーネ」及同製剤/分割2

JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.B09042315200、  
各国ニ於ケル薬品及薬物関係雑件(E-4-12-0-1)(外務省外交史料館)

資料6

JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.A04018756400、  
東条首相ニ対スル比島大統領ノ謝意表明方ニ関スル件

資料7

1. 其他/53) 古川 靖

JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.B14091541300、  
本省並在外公館員出張関係雑件/本省員及在外公館員海外出張ノ部(租借地、委任統治地域ヲ含ム) 第七卷(M-2-2-0-1\_3\_007)(外務省外交史料館)

### 注

<sup>2</sup> 東南アジア方面陸軍を統括した総軍。

<sup>3</sup> 塚田攻(つかだ おさむ、1886-1942)中將。治(おさめ)集団は南方軍傘下の第16軍。(JACAR C04123704700)

<sup>4</sup> 岡崎清三郎(おかざき せいざぶろう、1893-1979)少將。

<sup>5</sup> 日タイ同盟の慶祝使節として来日したタイ国前総理大臣陸海空軍中將ビヤ・ボホン。(大阪朝日新聞 1942.4.17(昭和17))

<sup>6</sup> おさめ。ジャワの軍政を担当した第16軍の略称。(JACAR C04123704700)

<sup>7</sup> シンガポール方面を担当した大日本帝国陸軍南方軍の第七方面軍の略称。

<sup>8</sup> 木村兵太郎(きむら へいたろう、1888-1948)中將。

<sup>9</sup> 青木九一郎(あおき くいちろう)1954-1962大阪医科大学衛生学・公衆衛生学教室教授。

<sup>10</sup> 山路章(やまじ あきら)1941年12月1944年11月在ブルガリア特命全權公使。(在ブルガリア日本国大使館HP)

<sup>11</sup> ヤンコ・ベエフ 1942-1944 在日ブルガリア公使

<sup>12</sup> 七田基玄(しちだ もとはる)1942年-1945年在アフガニスタン特命全權公使。(Haron Amin “Afghan-Japan Relations: Lands of Rising Suns”, Embassy of the Islamic Republic of Afghanistan in Tokyo, 2007)

<sup>13</sup> ムハンマド・ザーヒル・シャー(1914-2007)。

<sup>14</sup> ムハンマド・ハーシム・ハーン (1884-1953)。

<sup>15</sup> 須磨 弥吉郎 (すま やきちろう、1892-1970) 1941 年-1945 年在スペイン特命全権公使。

<sup>16</sup> 三谷 隆信 (みたに たかのぶ 1892-1985)。1942 年から在仏大使。

<sup>17</sup> 不明。総番号 18822 昭和 18 年 11 月 9 日後 7 時 50 分発在ブルガリア山路公使宛の「キニーネ供給に関する件」第 106 号にあるクルサノフの可能性がある。

<sup>18</sup> 現在のペルミでシベリア鉄道の沿線にある。1940 年から 1957 年までモロトフ市とよばれていた。

<sup>19</sup> Ирансовтранс ソ連国営の貿易仲介業者で第二次大戦中はイラン経由で米英からの軍事物資を送達した。(Federal Service for Military-Technical Cooperation, Official Web-site)

<sup>20</sup> Востокинторг (Всесоюзное импортно-экспортное объединение по торговле со странами Востока 全国東方輸出入業組合)。

<sup>21</sup> 京の誤りと思われる。

<sup>22</sup> 確かめせしめたる、の誤りか。

<sup>23</sup> 1901 年に完成した満洲里とキタイスキ・ラズエズトー (現在のザバイカリスク) を結ぶザバイカル鉄道 (Wikipedia「東清鉄道」)。現在のシベリア鉄道タルスカヤ-ザバイカリスク支線。

<sup>24</sup> 前出「ウオストクイントルグ」のことと考えられる。

<sup>25</sup> 武田薬品工業株式会社のこと。

<sup>26</sup> 武田長兵衛商店、武田薬品工業株式会社のこと。

<sup>27</sup> Отпор。満洲里と国境をへだてた、シベリア鉄道タルスカヤ-ザバイカリスク支線の駅ザバイカリスク Забайкальск の旧称。

<sup>28</sup> シベリア鉄道タルスカヤ-ザバイカリスク支線。

<sup>29</sup> 「我が国交易の一元的統制運営機関」として 1943 年 6 月 8 日設立。鉄鋼、非鉄金属、繊維製品、化学製品、医薬品などやこれらの原材料などを扱う。(産業経済新聞 1943.6.8)

<sup>30</sup> 起案から発送まで 10 日かかっている。

<sup>31</sup> 下書きには「発送」。